

農地法第3条添付書類

申請区分		添付書類																			
		月以内のもの (農業委員会受付日以前3ヶ月) 申請農地の登記事項証明書	契約書の写し (権利設定の場合のみ)	住民票抄本又は住民票謄本	耕作証明書 (様式第4号)	戸籍謄本	法人の登記事項証明書	定款又は寄附行為	定款又は寄附行為	役員会(総会)議事録・損益計算書・出勤記録の写し	営農計画書 (様式第5号)及び び土地利用計画	農業経営受託規程	組合員(株主又は社員)名簿の写し	物資の供給又は役務の提供の契約書の写し	競落調書又は公売調書	公正証書	判決書	和解調書	調停調書	家事審判書	(様式第6号) 所有者の同意書
申請主体区分	個人	未成年者	○	○	●※	●	○				●										
		上記以外の者	○	○	●※	●					●										
	法人	農地所有適格法人	○	○		●		●※	○	○	●	●	○	□							
		農業協同組合	○	○					○	○	●	○	○								
		農地法第3条第3項の規定により貸借権を設定する法人	○	○		●		●	○	○	●	●									
	その他の法人	○	○				●※	○	○	●	○										
申請実態区分	譲受人の単独申請が可能な	競売・公売によるもの	○											○							
		遺贈によるもの	○								●				○						
		確定判決によるもの	○								●					○					
		裁判上の和解請求の認諾によるもの	○								●						○				
		民事調停法による調停が成立したもの	○								●								○		
		家事事件手続法による審判和解の成立したもの	○								●									○	
貸借権設定地	貸借権を譲渡するとき	○		●	●						●									○	
	貸借権を転貸するとき	○		●	●						●									○	

注1 ○印は、添付が必要であるという意味である。

2 ●印は、農業委員会が必要と認める場合に限り添付させるものとする(例えば、農地等のある市町村の区域外に住所を有する者が、当該市町村の農地等に係る申請をする場合は、譲受人の住民票謄本が必要。登記簿記載の所有者の住所と、許可申請書記載の譲渡人記載の住所に相違がある場合、譲渡人の住民票抄本が必要。新規就農者、譲受人の住所が取得しようとする農地等の所在する市町村の区域外の場合、譲受人の住所が取得しようとする農地等の所在する市町村内であっても、その職業、世帯員、取得後の面積、通作距離等から、申請書記載内容のみで通常の農業経営が営まれるか否かにつき判断ができない場合については、営農計画書が必要であること。)

※個人の所有権取得の場合において、農業委員会が国籍確認を必要と判断したときは、国籍が確認できるもの(例：住民票の写し、在留カード、在留資格認定証明書など)の提示を求める。

また、農地所有適格法人又は構造改革特別区域法第24条第1項の規定の適用を受けて許可を受けようとする法人(特定法人)の場合において、農業委員会が国籍等確認を必要と判断したときは、その国が発行する証明書(外国法人の設立準拠国については、商業登記法129条第1項及び第3項の書面)など、国籍等が記載された書面の写しを添付させる。

3 □印は、則第10条第2項第4号を参照すること。